

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	海南市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和3年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②対象者に個人通知するための情報を管理する。 ③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ④接種等の記録から統計報告を行う。 ⑤マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領及びお知らせ機能による通知を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1.健康管理システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1.予防接種対象者ファイル 2.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府総務省令第7号)第13条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2、16の3の項 内閣府・総務省第7号 第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月06日	I-7-請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6 TEL 073-483-8590	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590	事後	庁舎移転による変更により重要事項に当たらない
平成29年11月06日	I-8-連絡先	海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6 TEL 073-483-8441	海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441	事後	庁舎移転による変更により重要事項に当たらない
平成30年04月01日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二第17、18、19の項	番号法第19条第7号、別表第二第16の2、17、18、19の項	事後	番号法改正により情報提供の対象となる事務の項番の追加
平成31年04月01日	I-5-②所属長の役職名	くらし部 健康課 楠間 嘉紀	くらし部 健康課 健康課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年04月01日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	II-2-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年01月01日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事前	再実施に伴う時点変更のため
令和2年01月01日	II-2-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更のため
令和3年06月15日	I-1-1-②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①対象者に個人通知するための情報を管理する。 ②接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ③接種等の記録から統計報告を行う。 ④マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領及びお知らせ機能による通知を行う。	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②対象者に個人通知するための情報を管理する。 ③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ④接種等の記録から統計報告を行う。 ⑤マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領及びお知らせ機能による通知を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	新型コロナウイルスワクチン提供に伴う事務の追加
令和3年06月15日	I-1-1-③システムの名称	1.健康管理システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	1.健康管理システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルスワクチン提供に伴う事務の追加
令和3年06月15日	I-3法令上の根拠	番号法別表第一の第10項の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	新型コロナウイルスワクチン提供に伴う事務の追加
令和3年06月15日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二第16の2、17、18、19の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府総務省令第7号)第13条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3の項 内閣府・総務省第7号 第12条の2	事後	新型コロナウイルスワクチン提供に伴う事務の追加
令和3年06月15日	II-1対象人数	令和2年01月01日	令和3年06月01日	事後	基準日の更新
令和3年06月15日	II-2取扱者数	令和2年01月01日	令和3年06月01日	事後	基準日の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年08月30日	I－1－②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②対象者に個人通知するための情報を管理する。 ③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ④接種等の記録から統計報告を行う。 ⑤マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領及びお知らせ機能による通知を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②対象者に個人通知するための情報を管理する。 ③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ④接種等の記録から統計報告を行う。 ⑤マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領及びお知らせ機能による通知を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	新型コロナウイルスワクチン提供に伴う事務の追加
令和3年08月30日	I－3法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年08月30日	I－4－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府総務省令第7号)第13条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3の項 内閣府・総務省第7号 第12条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府総務省令第7号)第13条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2、16の3の項 内閣府・総務省第7号 第12条の2	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年08月30日	II－1対象人数	令和3年06月01日	令和3年07月01日	事後	基準日の更新
令和3年08月30日	II－2取扱者数	令和3年06月01日	令和3年07月01日	事後	基準日の更新